

問い合わせ先
 土木部公共工事契約課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

平成23年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成23年11月1日(火) 県庁第1会議室	
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 川崎 祥記 川村 容子 久保 博子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成23年4月1日～平成23年7月31日	
抽出案件	6件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応について説明
一般競争入札	4件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次頁参照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、格別の不正を疑わせる内容もなく妥当と考える。</p> <p>○依然、最低制限価格等に入札額が張り付き、技術評価点のみで落札者が決定されている。本年8月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」については、本県の実情を踏まえ入札契約制度の見直し等を引き続き検討いただきたい。</p> <p>○台風12号被害にかかる復旧・復興工事においても、引き続き厳正な入札契約手続きを進めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
案件1(田原本広陵線 社会資本整備総合交付金事業(交安・活力基盤) 工事)	
○入札参加者が79者と非常に多い。その理由は何？	●発注時期が年度初めであることや高度な技術を要しない工事であるためではないかと推察される。 また、技術提案書の施工計画に対する審査結果を「○」「－(不採用)」で返しているため技術提案書の施工計画に対する審査結果を知りたいということや、発注地域が中和地域のため地域的に入札に参加しやすかったこと、また、配置技術者に余裕があったのではないかと推察される。
案件2(社会資本整備総合交付金(街路改良))	
案件3(社会資本整備総合交付金事業(街路改良)・単独街路事業)	
○技術提案書を提出されなかった者が多いが、入札参加者が総合評価落札方式に慣れていないためか？	●当工事は土木一式工事でC等級に発注したものであり、C等級では総合評価落札方式は平成22年度から試行しており、徐々に対象件数を増やしているが対象件数が少ない。入札参加者が総合評価落札方式のため辞退したのではないかと推察される。
○入札辞退した場合、技術提案書の審査結果を入札参加者に返すのか？	●入札辞退したタイミングにより異なる。技術提案書の審査後(技術評価点一覧表作成・封緘後)に入札辞退した場合、技術提案書を提出した者の技術評価点については自らの審査結果を見せている。技術提案書の施工計画に対する審査結果の「○」「－」は開札録とともに作成するため、入札書を提出した者のみ公表としている。 また、今年度の6月13日以降の公告から、技術提案書の施工計画に対する審査結果が「－」の場合、その提案内容については履行義務から除外した。よって、提案内容に係る費用を入札金額に反映させる必要があるため技術提案書の施工計画に対する審査結果を「○」「－」で入札書を提出する前に通知している。なお、技術評価点については談合が発生する恐れがあるため通知していない。
○技術提案書の施工計画に対する評価で入札参加者間での差がつくのか？	●評価で差が出る。
○技術提案書における施工計画以外の項目(企業の施工実績等)では毎回同じ審査結果となるのか？	●配置予定技術者の実績においては、配置される技術者によってその都度審査結果が異なるので毎回同じ結果とはならない。
○技術提案書における適正なものとは？	●提案内容が適正なものとは、発注者が求めた内容に対して適正に答えているかどうかである。
○技術提案書を提出した後1者が入札辞退しているが、その者の入札辞退理由は？	●わからない。
○技術提案書の評価項目は「安全管理」であり、複雑なものではないのに入札辞退者が多いのはどうしてか？	●土木一式工事のCランクでは、平成22年度から総合評価落札方式を試行しているが、平成23年度は年間1事務所あたり2件程度試行を行っているのみであり、総合評価落札方式を適用していない案件に流れやすい状況。 また、施工箇所が3箇所となっており、技術提案書の煩雑さも辞退者が多い理由の一つと推察される。

案件4(重要文化財 春日大社細殿及び神楽殿 屋根檜皮葺等修理工事)	
○文化財保存に関する工事において県が施工する要件は？	●京都府、滋賀県、奈良県の3府県で文化庁の補助金対象となるのは県教育委員会が受託施工するものに限定されており、対象案件のほぼ100%が県受託で施工している。
○重要文化財は一般的な建物とは異なるが、設計価格はどこがどのように決めるのか？	●工事実績に基づく県の歩掛で積算する。歩掛がない場合は見積を取りその見積を参考として積算する。
○当該落札者はどれぐらいの実績があるのか？	●どれぐらいの実績があるのかはわからないが、3年前に本県の競争入札参加資格者名簿に登録された者である。
○各社の入札金額に近いが、檜皮の入手ルートによって見積金額に差がでるのか？	●見積金額で差がでるのは檜皮葺の工事ではなく、それ以外の工事(軒付補修、左官等)部分だと推測される。
○施工実績に関する条件において、「過去15年間以内に竣工した実績が200㎡以上」ということにしているが、近々の同種工事の実績を求めるべきでは？	●入札参加者すべてについて、ここ5、6年で200㎡以上の檜皮葺の実績がある。門戸を広げるため過去15年間以内としている。過去15年間以内の実績というのは国土交通省の基準にあわせているものである。
○配置技術者に関する条件において、屋根工事としているが、檜皮葺工事の実績を求めるべきでは？	●屋根工事の施工実績となると、瓦葺の実績がある者と檜皮葺・こけら葺の実績のある者がいる。そこで、施工実績に加えて、技能者について伝統的工法による檜皮葺の5年以上の実務経験を求めている。
○施工者を決めるにあたり、文化財の所有者が意見をいう場はないのか？	●意見を述べられることはあるが、意見を聞いて受注者を決めることはしていない。
案件5(重要文化財 当麻奥院方丈 障壁画修復工事)	
○重要文化財という国民・県民の共有財であるものについて、技術力の評価をする発注の仕方をとらないのか？	●障壁画については重要文化財の指定を受けていないもので、建造物の修理の一部として発注したものである。
○入札参加者の実績・経験はどのようなものか？	●常に重要文化財の工事を行っている者である。
○当該入札参加者はどれぐらいの件数の施工実績があるのか？	●どれぐらいの件数の施工実績があるのかはわからない。
案件6(国道169号 道路施設維持修繕事業 工事)	
○崩土が発生した時における現場対応の手順は？	●緊急対応者を入札で年度当初に対応地域別に決めている。崩土等が発生した場合、その者に緊急対応を依頼する。本復旧工事は入札している。
○緊急対応の程度は？	●倒木等簡易なものは直接職員が対応する。重機が必要なものは緊急対応者対応となる。即時対応しなくても大丈夫なものは入札する。その内容・緊急対応の必要性に応じて発注の仕方が異なる。
○対応可能な者は複数いると思うが、どういう要素で緊急対応者を決めるのか？基準はあるのか？	●市町村毎に入札して緊急対応者1者を決めており、崩土等が発生した時はその者が対応する。
○金額はどの段階で誰がきめるのか？	●速やかに職員が現地確認を行い概算で積算、依頼を行い、後に清算する。